

福井県告示第707号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、美浜町長から字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この届出に係る字の区域の変更は、平成19年10月26日からその効力を生ずるものとする。

平成19年10月26日

福井県知事 西川 一誠

次の地先の公有水面埋立地3,027.46平方メートルを坂尻15号岸上に編入する。

大字	字	地番
坂尻	15号岸上	6